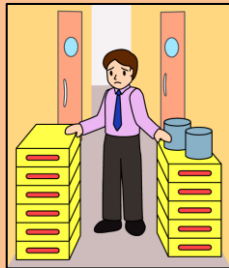


# 避難訓練 II (避難経路編)

## 避難経路について



階段が！



通路が！



防火戸が！



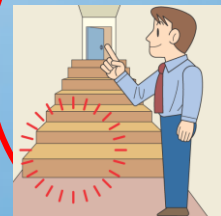
防火戸が！

※避難経路や防火戸がこのようになっていると、火災が発生した時に大変危険です。

## 避難経路の維持管理（重要！）



消防吏員からの除去命令



よし！  
避難障害なし！

## 罰金最高1億円！

平成13年9月1日に東京都新宿区歌舞伎町の雑居ビルにおいて44名の方が亡くられる火災が発生しました。この火災を契機に消防法が改正されています。

- 避難障害となる物件の除去等について消防吏員がその場で命令できます。
- 消防法違反で命令を受けた場合には、消防機関がその旨の標識を設置し、公示します。
- 消防機関による措置命令に違反した時は、ビルのオーナー等に最高で1億円の罰金が科せられます。



## 避難経路維持管理のポイント

- 避難経路となる「階段」「踊り場」「通路」、火や煙の拡大防止となる「防火戸の前」などには避難の障害となる物や燃えやすい物を置かないようにしましょう。
- 防火戸は、扉の形式やシャッターもあります。防火戸の位置を確認しておきましょう。
- 防火戸は、火災が発生してから自動的に閉鎖するものもあります。閉鎖障害となる物件がないか確認しておきましょう。（針金やくさび等で固定することは消防法違反です。）
- 消防法の「防火対象物点検制度」や建築基準法の「定期報告制度」の対象となっている場合、定期的に資格者による点検を受ける必要があります。

